

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県障害者支援施設に関する条例に定めるもののほか、規則で定めることとされた障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準について定める。

2 規則の概要

(1) 入所定員は30人以上とすること、食事の材料には、できる限り県内で生産された農林水産物等を利用すること等の障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の制定に伴い、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

2 規則の概要

(1) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の地域活動支援センターの設備、運営等の基準を定める。

(2) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の福祉ホームの設備、運営等の基準を定める。

(3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。